

## 野洲市病院事業の設置等に関する条例（素案）

## （病院事業の設置等）

第1条 市民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。

2 病院事業を行う施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
○○○○○○○○○○○○○○○○	野洲市小篠原 2203 番地 1

## （法の適用）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第1項の規定により、病院事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を除く法の規定を適用する。

## （経営の基本）

第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 診療科目は、次のとおりとする。

- (1) 内科
- (2) 小児科
- (3) 外科
- (4) 整形外科
- (5) 婦人科
- (6) 泌尿器科
- (7) 眼科
- (8) リハビリテーション科
- (9) 人工透析内科

3 病床数は、次のとおりとする。

- (1) 一般病床 199床

## （組織）

第4条 法第14条の規定に基づき、野洲市病院事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、○○○○○○○○○○を置く。

## （重要な資産の取得及び処分）

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

## （議会の同意を要する賠償責任の免除）

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定による病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意

を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 100,000 円以上の場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第 7 条 病院事業の業務に関し、法第 40 条第 2 項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価格が 1,000,000 円以上のもの及び法律上、市の義務に属する損害賠償額の決定で、当該決定に係る金額が 500,000 円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第 8 条 管理者は、病院事業に関し、法第 40 条の 2 第 1 項の規定により、毎事業年度 4 月 1 日から 9 月 30 日までの業務状況を説明する書類を 11 月 30 日までに、10 月 1 日から 3 月 31 日までの業務の状況を説明する書類を 5 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11 月 30 日までに提出する書類においては前事業年度の決算状況を、5 月 31 日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするために管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第 1 項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

(委任)

第 9 条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(病院事業の設置等に関する経過措置)

2 第 1 条第 2 項の規定の適用については、この条例の施行の日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に限り、同項中「○○○○○○○○」とあるのは「△△△△△△」と、「野洲市小篠原 2203 番地 1」とあるのは「野洲市小篠原 1094 番地」とする。

(管理者に関する経過措置)

3 第 2 条の規定にかかわらず、付則第 1 項ただし書に規定する施行の日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、法第 7 条ただし書及び令第 8 条の 2 の規定により、病院事業に第 4 条に規定する管理者を置かないものとする。

(組織に関する経過措置)

4 第 4 条の規定の適用については、付則第 1 項ただし書に規定する施行の日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に限り同条中「野洲市病院事業管理者」とあるのは「病院事業の管理者

の権限を行う市長」と、この条例の施行の日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に限り同条中「○○○○○○○○○○」とあるのは「△△△△△△△△」とする。

(業務状況説明書類の作成に関する経過措置)

- 5 第 8 条の規定の適用については、この条例の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に限り、同条第 1 項中「管理者」とあるのは「市長」と、「市長に提出しなければならない」とあるのは「作成しなければならない」と、同条第 2 項中「管理者」とあるのは「市長」と、同条第 3 項中「管理者」とあるのは「市長」と、「提出しなければならない」とあるのは「作成しなければならない」とする。

(委任に関する経過措置)

- 6 第 9 条の規定の適用については、この条例の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に限り、同条中「管理者」とあるのは「市長」とする。